



監査概念の爆発的拡張から監査文化の組織的受容まで

堀口, 真司

(Citation)

国民経済雑誌, 228(1):29-55

(Issue Date)

2024-03-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100487663>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100487663>



国民経済雑誌

THE
KOKUMIN-KEIZAI ZASSHI

(JOURNAL OF ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION)

監査概念の爆発的拡張から
監査文化の組織的受容まで

堀 口 真 司

国民経済雑誌 第228巻 第1号 抜刷

2024年3月

神戸大学経済経営学会

監査概念の爆発的拡張から 監査文化の組織的受容まで

堀 口 真 司^a

本稿では、1980年代以降、会計学における質的研究、とりわけ社会学的な会計研究を先導してきた著名な会計学者の一人であるマイケル・パワーの主著『監査社会』を契機として、2000年前後に主に人類学者たちの間で巻き起こった「監査文化」論について取り上げる。まず、パワーが提唱した「監査の爆発的拡張」、「監査社会」、「監査の失敗」など、当該論点を理解する際の基礎となる概念について整理する。続いて「監査文化」論の中心人物であるマリリン・ストラザーンが2000年に編著した『監査文化の人類学』を取り上げ、そこへ寄稿していた人類学者たちの声を、当時の「監査文化」を捉えた証言として例示する。そこで明らかになるのは、1980年代以降、各国の大学改革に浸透した「監査文化」の様子と、その中における「監査の失敗」の実態である。最後に、同書に収録されていた人類学者ペーテル・ベルスの議論に依拠しながら、「監査」や「政策」と相互作用する「倫理」の意味について問い直す。

キーワード 監査社会、監査文化、監査の失敗、大学改革、アカウンタビリティ

1 はじめに

一昨年、イギリスの著名な人類学者マリリン・ストラザーンが2000年に編著した *Audit Cultures* の邦訳『監査文化の人類学』が、水声社による叢書『人類学の転回』の一冊として出版された。その「あとがき」の中でストラザーン自身が述べていたように、同書の内容は、会計社会学者マイケル・パワーが1997年に著した *The Audit Society* によって触発された寄稿者たちによる論考を編集したものである。その邦訳書『監査社会』の出版が2003年であったことを考えれば、当時イギリスにおいて広まった「監査社会」や「監査文化」といった論点が、およそ20年ぶりに日本語の文脈において進展したものと言える。同書の内容が、会計社会学者パワーによって投げかけられた問いに対する人類学者たちによる応答であったとすれば、日本の人類学者たちの間で同書がどのように受け入れられるのかは、国を越えた「監査

a 神戸大学大学院経営学研究科, horiguchi@port.kobe-u.ac.jp

文化」の広がりという観点からも、また人類学という応用領域において監査が果たす役割という観点からも、興味深いものと言える。

もちろんこの間、日本の人類学者たちが当該論点に対して無関心であったというわけではない。春日（2007）による、ポスト近代を生きるための「遅れ」という思考を扱った書物の冒頭では、「監査文化」論の本質が論じられていたし、また彼が編著した『現実批判の人類学』（春日 2011）では、猪瀬（2011）が、ある福祉農園で起きた事件を題材に、「監査文化」を巡る論点について取り上げていた。さらに、より視野を広げて見れば、2019年に雑誌『現代思想』で特集された「コンプライアンス社会」では、複数の寄稿者が、パワーが問題視していた「監査の失敗」に関連する論点を取り上げていた（例えば、小松 2019）。こうしたことから窺える通り、これらの論点は日本語の文脈においても脈々と論じ続けられてきた。ただし、英語の文脈に比べ、日本語の文脈における「監査社会」や「監査文化」という概念の広まりの度合いは限定的である。その理由としては様々挙げられると思うが、一つには会計社会学領域の脆弱さ、また社会科学領域において分野横断的な研究を遂行することの難しさが、とりわけ日本においては顕著であることを指摘することができるだろう。

では、なぜ今、日本語の文脈においてこの論点を改めて取り上げる必要があるのだろうか。『監査文化の人類学』が、人類学者たちの手によって邦訳された背景には、単に既存の調査・研究の穴を埋めるというだけでなく、より差し迫った社会的な背景があったものと考えられる。同書の副題「アカウントビリティ、倫理、学術界」からも窺える通り、ここ 2、30年の間、学術界においてアカウントビリティや倫理性が求められてきたことは周知の事実であるが、とりわけその要求は日増しに大きくなり、いまや強迫観念のようにさえ感じられるようになっている。つまり、現在の日本の学術界、とりわけ人文・社会科学が置かれた研究環境が、ますます当時イギリスの人類学者たちによって問題視されていた状況と似てきたこと、そしてそのような状況を人類学の視点で観察し、その記録を残しておくことの必要性が、少なからぬ人文・社会系の研究者たちによって認識されるようになりつつあることが、同書の邦訳の背景にあるのではないかと考えられる。

同書は、編著者であるストラザーンによる「序文」と「あとがき」を除けば、10編の論文が4部に構成されて成立している。第1章では、国際通貨基金（IMF）のメンバーが特定の発展途上国（守秘義務のため、「アルカディア国」と仮称されている）の調査を行う期間、当該調査活動そのものに関する人類学的な観察が行われた結果、いわゆる民族誌が記録されている。続いて第2章では、1980年代以降、イギリスの高等教育において導入された「新たな管理主義」の実践によって、大学の文化や学問分野の組織がどのような変容を遂げるに至ったのかが記録されている。第3章では、1990年代以降、ニュージーランドの教育資格庁（NZQA）が推し進めてきた教育改革に焦点が当てられ、哲学や西洋古典学を含む学術性の

高い社会科学が、様々な職業訓練のための「技能」へと落とし込まれる様子が批判的に検討されている。第4章では、欧州委員会におけるフィールドワークの結果が報告されており、イギリス（当時はまだメンバー国であった）、アイルランド、オランダ、デンマーク、ドイツ、ルクセンブルク、ベルギー等の「北」の国々と、フランス、スペイン、イタリア、ギリシャといった「南」の国々との間の政治的な対立、とりわけ運営方針の違いについて報告されている。第5章では、それまでのフィールドノートの記録からは一転してより理論的な議論が展開され、昨今の「倫理綱領」に見られる情報公開に関する要請が、専門家としての自己を構成する特殊なテクノロジーの一つであること、またそれらのテクノロジーによって、これまで人類学における調査・研究が脱政治化されてきた様子が、批判的に検討されている。第6章では、「カネ」と権力によって支配された現代の強力な「監査文化」から人類学を救うためには、カントが提唱する道徳や、ガンディーが唱える魂の力の助けを得て、「自らの教育が本当に学生たちを豊かにすることにつながっているのかどうか」（Giri 2000 [2022: 267]）改めて問う必要があると主張される。第7章では、第5章と第6章の議論を受けながらも、民族誌家が自らの言説実践の中に改めて道徳を位置づけるまでもなく、むしろ道徳は初めから常に人類学の実践の中にあった、つまり民族誌家は「倫理的に恣意的で不合理であった世界を、我慢のできる有意義な世界に変身させて」（Argyrou 2000 [2022: 295]）きた、と主張されている。第8章では、1990年代以降のカナダの大学制度の変貌に焦点が当てられ、大学の「企業化」、つまり大学から企業への知識移転が進み、結果として学問の独立性に対する侵害が続いている様子が記録されている。第9章では、同じく1990年代以降のオーストリアの大学制度改革が取り上げられ、調査・研究および授業に対する評価制度が導入された結果として、大学の自治に対する国家および経済による統制が強化されてきた様子が批判的に記録されている。そして第10章では、1980年代以降のギリシャの大学制度改革に焦点が当てられているが、そこで描き出されていたのはギリシャの学術界とりわけ人類学が置かれた特殊な状況である。1974年の政権交代によってそれまでの独裁政権から解放され、多くの研究者たちが西側諸国の優れた知的伝統に基づく学問の近代化を望んだが、しかし実際にギリシャが欧州各国から継承することになったのは、儉約的な官僚制度、すなわち「監査文化」であった様子が描き出されている。

このように、同書に収録された全ての論文は、何らかの形で「監査文化」というテーマを扱ったものであるとは言え、一見したところでは、それぞれの議論の対象はかなり多様である。しかし、ストラザーンが「序論」において、「本書に所収された論考の場合には、『書く』理由』が執筆者の労働状況から直接的に生じているのではないかと、私は見ている」（Strathern 2000 [2022: 23]）と述べていたように、寄稿者たちは、当時、彼／彼女ら自身が抱いていた、より差し迫った感情を共有していたものと言えるだろう。そこで本稿では、こ

これらの寄稿者たちの論考を、当時の「監査文化」を捉えた証言として利用しながら、ストラザンが迫ろうとしていた問題意識を明らかにすることを目的とする。なぜ当代を代表する人類学者ストラザンが、「監査文化」を重要な論点と見なしたのか。本稿では、その要点を素描してみたいと思う。次節では、まずその議論の前提となった、会計社会学者マイケル・パワーの「監査の爆発的拡張」、そして「監査社会」が孕む構造的な問題について整理する。続いて第3節では、監査を受け入れる側の説明として、各国が経験した大学改革、とりわけ「高等教育のアカウンタビリティ」について、同書に収められた論考を素材としながら紹介する。そして最後に、監査による人類学への影響、とりわけ人類学が被ることになった「監査文化」の影響について論じる。監査は、学术界にどのような影響を及ぼしているのか。本稿では、ストラザンの導きに従いながら、このような論点に迫ってみたい。

2 監査概念の爆発的拡張とその諸問題

会計社会学者マイケル・パワーによる時代診断によれば、1980年代の終わりから90年代の初めにかけて、イギリスでは、「監査」という言葉が様々な文脈で用いられるようになった。企業会計における会計監査の規制にかかる言説はもちろんのこと、環境監査、医療監査、教育監査、技術監査、データ監査といった実務が現れ、それぞれの実務が制度的に受け入れられる段階へと至ったと記している。そうした中、ますます多くの個人や組織が、会計や監査の要求を満たす必要があることに気づき始め、自分たちの日々の活動について説明し、その説明について監査を受ける必要性を認識し始めたのである。要するに、『被監査者』人口が増加¹⁾（Power 1997 [2003: 4]）したのであった。

実際にイギリスでは、会計検査院（National Audit Office）や地方自治体監査委員会（Audit Commission）のような公的な機関が1980年代から設立され始め、その後著しく成長してきた。また、環境問題や品質問題に関する管理の仕組みを保証するための市場が拡大すると同時に、市民憲章のようなスキームが開発され、NPO や NGO といった市民社会組織が、会計や監査の要請に応えることが迫られるようになった。また、大学や学校でも公式的な監査や評価の仕組みが導入されるようになり、さらには会計監査の領域自体でも、小規模な事業会社に対する監査条件の軽減が、その他の保証業務の増加によって埋め合わされるようになった。結果として、このような『チェックを行う』準備ができた人々にとって、チェックという新しい職業機会が生まれてきた」（Power 1997 [2003: 4]）のであった。その中でパワーは、イギリスにおけるこのような「監査の爆発的拡張」は、ある一連の問題を解決しようとする姿勢の表れであると指摘している。パワーが「監査の爆発的拡張」という概念を世に問い始めたのは1994年であったが、その後、1997年には「監査社会」という概念を打ち出し、その拡張の背景や原因、またその結末について、詳細な分析を提示していた。

『監査社会』の中でパワーは、まず会計監査という実務の歴史的発展から議論を開始している。そもそも会計監査のプロセスは何のためにあるのか。このような問いかけは、これまで広範囲にわたって行われてきたが、それに対して一般的に想定される回答は、資産が悪用されていないかどうかを確かめるために全ての取引をチェックする、というものであった。パワーによれば、確かにこのような「不正の摘発」という目的は、20世紀の中頃までは監査の第一目的として想定されてきたが、その後、会社の不正および誤謬について責任を有するのはあくまでも経営者であり、監査人は単に財務諸表に対する意見の表明を旨とするという考え方が広まることになる。こうして、会計監査の目的として、「不正の摘発」は、首位の座から降ろされることになったが、このような目的の変化が、監査を受ける人々にも広く理解されているとは想定されるべきではない。パワーも述べていたように、「監査とは何かと尋ねられた時、ほとんどの人が不正の調査を連想する傾向があることは、今日においてもいまだに事実である」(Power 1997 [2003: 30])。

このような監査の目的に関する不明瞭さは、これまで監査論の中で「期待ギャップ」問題として認識されてきた。つまり、監査に対して社会が期待すること——不正の摘発——と、監査人が実際に遂行していると主張すること——財務諸表について意見を表明すること——との間に存在する認識のずれである。しかしながら、パワーは、このような不明瞭さは、監査にとって問題であるよりも、むしろ、現代社会に監査が広まったことの本質的な原因ではないかと主張していたのである。では、そのような不明瞭さを抱えたまま、監査はいったいどのように機能しているのだろうか。

パワーは、監査を操作可能にする方法として、「サンプリング」、「他の専門家への信頼」、そして「マネジメントシステムの構築」を取り上げている。まず、「サンプリング」とは、少量の取引について調査することの結果として、全体の取引についての結論を導き出そうとする方法である。監査におけるサンプリング手続きは、表面上は問題がないように思われる。ビジネスの規模が大きくなるにつれて、取引の数も増大し、監査人が全ての取引を細かくチェックすることは現実的ではないと、早くから認められていたからである。しかし、通常サンプリングから取引の全体を推論する際には、そのサンプルが母集団を代表している必要があるが、現実的には、監査人は、ますますハイリスクな取引、つまり非典型的な取引をサンプルとして選び出し、チェックしようとする傾向がある。その根底には、現在では「リスクアプローチ」と呼ばれる考え方があり、それは最もリスクが潜んでいそうな取引を中心にチェックをすることが推奨されてきたからである。

続いては、「他の専門家への信頼」である。監査のテキストを読めば、監査人は、会計のコアスキルに加えて、統計、鑑定、情報技術、生産プロセス、その他様々な産業に固有のスキルを備えた「超人」のようなイメージが持たれるかもしれない。しかしながら、現実的に

はそうではありえない。つまり、監査人は、制度上決して、他の領域の専門家の詳細な知識や経験を併せ持つことを期待されているわけではないのである。したがって、彼らが他の専門家の知識を必要とする場合には、いつもその専門家の能力に頼ることになる。例えば、土地や不動産の評価に際しては、監査人は、勅許不動産鑑定士による査定の結果を信頼することになる。

第三は、監査対象である組織が構築する「内部管理システム」である。もし組織にその全ての取引の安全性、正確性、妥当性を統制するためのシステムが存在するとすれば、その統制作業を繰り返し、取引を再度詳細に調べ上げることは不必要となるだろう。したがって、もし組織内に一次的な統制システムが存在するなら、監査の役割は、そのような一次的統制システムをチェックする、二次的なシステムとして理解されるだろう。パワーは、この意味において「監査」とは、「統制の統制」(Power 1997 [2003: 113])であると指摘していた。実際に、このようなアイデアは現在広く受け入れられており、会計監査分野における「内部統制システム」はもとより、環境監査における「環境マネジメントシステム」、品質管理における「品質管理システム」など、多様な領域で見られる。

このように、監査という概念は、社会に広く普及するための内的な条件を備えたものであったが、それを要求したのは、あくまでも当時の政策的な気運であった。つまり、それは特定の規制プログラム、つまりアカウンタビリティやガバナンスが求められる気運の中で具体化された考え方であったのである。それは、国家がそれまでの直接的なサービスの提供者という役割から手を引き、ますます間接的な統治手段を好む方向へと移行しつつある中に読み取ることができる。多くの者が「政府の限界」を唱えてきたように、様々な公共サービスの提供に政府が直接的に関与することは非効率であり、その役割を限定しようとする動きが現れ始めた。しかし、パワーによれば、中央政府は決して統制を断念したわけではなかった。「むしろその直接的な手段から、市場に基づく手段のような間接的な影響力をもつ『自由主義的な』技術への転換を反映したもの」(Power 1997 [2003: 74])であったのである。パワーは、「監査の爆発的拡張は、直接的にはこうした規制階層の形式化によって引き起こされてきた」(Power 1997 [2003: 75])と説明する。つまりそれは、「異なる階層を結びつける手段として、またある種の組織的自省を奨励する手段として」(Power 1997 [2003: 75])広まったのであり、それは、「内部統制構造と密接な関係がある一方で、遠く離れた規制当局の期待をも満たしていたのである」(Power 1997 [2003: 75])。

さて、ここまでは、監査技術が政策的要請によって利用されるようになる側面を見てきた。しかし、パワーによれば、それは監査が「機能」している現象の一側面に過ぎない。むしろ関心を向けるべきは、「監査プロセスが監査される領域と相互作用する方法」(Power 1997 [2003: 125])であると言う。なぜなら、そのような領域では、しばしば監査のような実務

は存在しなかったか、あるいは仮に存在していたとしても、インフォーマルで未開発な様式でしか存在していなかったからである。そのような領域へと監査実務が導入されたことの結果として、組織が文字通り監査可能となったのである。つまり監査を導入ということは、その組織に、「ある種の検証を可能にする環境を要求する」(Power 1997 [2003: 126]) のであり、そしてこの「監査可能な測定尺度を強要する」(Power 1997 [2003: 128]) という点こそが、「監査社会」が孕む最大の問題点である。裏を返せば、監査とは、「監査可能なパフォーマンスという環境を創造するから機能」(Power 1997 [2003: 129]) しているのである。

パワーは、このような「監査」実践による意図せざる作用、つまり「監査の失敗」(Power 1997 [2003: 130]) の例を、次の二つの観点から整理していた。第一の失敗は、「監査プロセスそれ自体が一つの世界になること、つまりパフォーマンスが監査可能であるというイメージを自己言及的に作り出すこと」(Power 1997 [2003: 130-1]) であり、そこでは、監査プロセスが、監査対象である組織プロセスから切り離され、分離された状態に置かれることになる。それに対して第二の失敗は、「監査対象組織の変革という意図を無視して、監査世界が浸出し、組織活動に対する支配的な判断規準を提供するようになること」(Power 1997 [2003: 131]) である。パワーは、前者の失敗を、制度派組織論を代表するマイヤーとローワンの議論²⁾に準えて「ディカップリング」と呼び、後者の失敗を、社会学者ハーバーマスの議論³⁾に準えて「コロナイゼーション」と呼んでいた。前者の失敗の例を観察できるのは、外部監査プロセスを管理する組織的下位単位（例えば、組織内における監査委員会の創設や内部監査人の任命）が創設あるいは強化されるときであり、そこでは管理者が、抽象的なレベルで内部構造や関係を表現することに多くの時間を費やすようになる。他方、後者の失敗の例を観察できるのは、「監査を可能にする価値観や実務が組織行動の核心へと深く浸透していく」(Power 1997 [2003: 133]) ときであり、そこでは、時間をかけて新たな精神性、つまり重要性についての新たなインセンティブや認知構造が創造されるようになる。『監査社会』では、これらの失敗の例が、学術監査、医療監査、そして会計監査の3つの事例をもとに解説されていたが、それはあくまでも表面をなぞる程度に止められていた。むしろ、彼の議論に触発される形で、学術界への影響を詳しく論じていたものが、本稿で取り上げる『監査文化の人類学』であったと言える。そこで次節では、焦点を『監査文化の人類学』へと移し、「監査の失敗」の中身を見ていくことにしたい。注目するのは、「監査文化」の影響を受けた各国における大学改革である。

3 各国における大学改革とそのアカウンタビリティ

3.1 イギリス

クリス・ショアとスーザン・ライト（Shore and Wright 2000 [2022]）は、イギリスにおいて「監査文化」が興隆し、その結果として高等教育制度の中に、「新しい管理主義」という威圧的な仕組みが急速に広まった様子を記述している。この「新たな管理主義」とは、新自由主義的な政治経済上の変化の一つの現れであったが、そもそも財務管理の領域で利用されていた会計や監査の概念が公共部門へと導入されたとき、それはどのような影響をもたらすことになるのであろうか。

同著者らによれば、イギリスに「新たな管理主義」が出現したきっかけは、1979年のサッチャー政権の戦略的な政策と関係がある。その政策、すなわち「サッチャリズム」とは、公共支出を削減して「国家の撤退」を公言し、代わりに自由主義市場のモデルに従って、公務員たちをより効率的に管理すること、またそのような規律に従わせることであった。その規律の本質は経費削減であり、結果として様々な公共サービスを疑似的なビジネスへと変貌させることを目的とした諸改革を行うことであった。確かに、1980年代を通じて、高等教育の制度は、「経済性を欠いている」と批判されてきたが、そのような批判こそが、効率性や生産性を向上させるために「新たな管理主義」を導入することを正当化してきたのである。

ショアとライトによれば、イギリスの高等教育に監査が導入された結果として生じたのは、単に学術機関を金融部門として作り直そうとしただけでなく、多くの新たな制度や機関が生み出されたことであった。実際に、政府の大学補助金委員会（イングランド高等教育財政審議会（Higher Education Funding Council for England: HEFCE）は、大学に対して「新たな管理主義」の言語を導入することを勧告し、1985年には、大学学長委員会（Committee of Vice Chancellors and Principals: CVCP）が、大学の効率化に関する報告書（『ジャラット報告書』）を公表した。この報告書の見方では、大学にとって極めて重要な課題は、どのようにして「支出に見合う価値」（VFM）を最大化することができるのかであった。具体的には、学長が、学術的な統率者であるだけでなく「最高経営責任者」でもあるべきだとされており、大学を「企業体」として再編成する過程として、各学部を民間部門における「コストセンター」として捉え直すことが勧告されていた。

同著者らによれば、それ以前には、大学教育向けの国家予算が大学の活動に対する干渉の手段として用いられることはなかった。勅許のもと、各大学は独自の目標を掲げており、教育や研究の質を決めるのは大学自身であった。しかし、「監査文化」がこのような自律性の原則を大きく変えることになったのである。政府は、大学の自治を真正面から批判することはなかったが、間接的な影響力を強めてきたのである。それは、例えば、多様な仲介機関を

創設したり、その機関の管理専門職を新たに雇用したり、また学術研究者自身をいわば共犯者として動員することによって、介入を密かに拡大させてきたのである。1990年代初頭には、学術監査（Academic Audit: AA）、競争的な研究評価（Research Assessment Exercise: RAE）、教育品質評価（Teaching Quality Assessment: TQA）など、多様な監査が導入されたが、これらの監査により、大学教職員の作業負荷は増大し、また大学にも多額の財政負担を強要されることになった。また、一部の学術研究者を管理専門職へと変身させたり、競争力評価表によって学科同士を競争させたり、問題を抱えていると判断された学科からは補助金が撤回されたりなど、監査は、既存の同僚関係を損なわせるように機能してきたのである。

大学は、新たな品質管理担当者を任命し、外部評価者が要求する基準に見合うように自らの手続きを整えた。その結果として、「監査可能な構造」を維持するための多様な手続きが導入され、その監査人らに対して、システムがうまく機能していることを証明するために、書面に基づく活動記録が作り出されたのである。このような影響は、単に管理専門職だけでなく、個別の教員にも押し寄せている。例えば、講義担当の教員たちは、もしそのような業務がなければ教育と調査・研究へ費やしていたであろう時間を、監査可能な様々な記録を生産するために捧げるようになっていく。これらの活動は、多くの教員にとって、「見せかけるために仕組まれた演技」（Shore and Wright 2000 [2022: 108]）であるように思われておりそこでは、学習経験を標準化し測定可能にすることこそが重要であり、「大学人がときには教え子に刺激を与えられるか否かは、もはや実際には問題ではない」（Shore and Wright 2000 [2022: 109]）とまで言われることになる。

同著者らによれば、監査の手続きが大学に与えてきた影響は、「コンプライアンスの文化」（Shore and Wright 2000 [2022: 110]）、すなわち「表面的に順応することへの誘い」（Shore and Wright 2000 [2022: 110]）であった。

3.2 ニュージーランド

エレノア・リモルディ（Rimoldi 2000 [2022]）は、現在の「監査文化」の時代にあって、ニュージーランドの高等教育機関がとても神経過敏になりつつある様子を報告している。大学は、他の大学よりも優れていることを、また研究者は他者よりも知的に優秀であることを、性急に証明しなければならなくなり、結果として、多くの測定基準や検査手法が登場した。その「専門コンサルタント」は、その品質を明示するための分厚い書類を作成しており、その中には主にビジネスの世界で用いられてきた「ステイクホルダー」、「ベンチマーク」、「効率性」といった用語が、大学の「ミッション・ステートメント」の脇に並んでいる。同著者は、オークランドのマッセー大学で社会人類学に籍を置くが、こうした「監査文化」の荒ぶる中、自身や同僚がそのような食物連鎖の最末端にいるような感覚があると記している。そ

これは、例えばSD (Staff Development) のような取り組みの中に現れていると言う。SD とは、教育研修を行う「ハウツー」の専門家から講義を受け、かつて自身が経験してきた授業を、改めてロールプレイしながら学び直すことである。確かに、プロジェクター機器を用いたプレゼンテーションの「技法」を持つことは良い。ただし、こうしたSDの領域が拡大していることから感じ取れるのは、それらの担当者の地位を確立することにしかなくないということである。ニュージーランドにおいて、このような教育改革に熱心に取り組もうとしてきたのが、ニュージーランド教育資格庁 (NZQA) であった。

このようなニュージーランドにおける教育再編の過程で、同著者が特に問題として指摘していたのが、その教育再編の背後にある表面的な平等主義である。誰もが垣根なく教育を受けられることを謳いながらも、その実は、ある特定領域で長年に渡り蓄積されてきた様々な経験を捨て去り、伝統的な学問分野の境界線を取り除こうとする試みであるように見える点である。例えば、1993年にNZQAは、ニュージーランドにある様々な教育機関を説得して、新しい教育フレームワークを採用させた。それは、「技法」に基づく新しい評価方法である。結果として、哲学、西洋古典学といった非常に学術性が高い社会科学科目であっても、「技法」へと分解することが推奨された。中でも特に同著者が注目しているのは、自身の専門にも近い「批判理論」が、一つの教育手法として採用されようとしていたことである。NZQAを支持する者たちの説明によれば、「批判理論」とは「批判的になること」、「一つの批判的態度を取ること」のようであり、それは何よりもまず評価可能な「(批判的) アプローチ」とされていた。しかしながら、アドルノやフランクフルト学派が、どのような経緯で「批判理論」を提唱し、現代へと受け継がれてきたのか。そこではこれらの歴史が完全に無視されていたのである。

こうした教育再編の背後には、現行の講義には専制的な傾向があり、誰もが参加しやすい環境に整備し直すべきである、という思想があるように見える。しかしながら、同著者によれば、むしろそこにあるのは、当時のニュージーランド政府による社会組織再編の考え方であると言う。例えば、健康を個人の責任として、薬物を服用させながら精神病院の「顧客」を地域社会の中に解き放ったり、また刑務所を民営化する過程で、その「顧客」である前科者を、「所在探知機」をつけた上で地域社会に復帰させたり、またさらには、消防隊の規模を縮小し、消火活動を地域社会内でのボランティアに委ねたりするような考え方である。

このように、教育再編という見せかけの平等主義の裏側では、政府は「教育」分野への補助金を削減し、大学を競争という自由市場の中へと投げ入れ、学費の値上げを容認し、巨額の学生ローンに駆り立てられた学生たちに対して、「ファースト・フード」のような講義を手軽に取得できるように、学位を「売る」ことに協力してきたのである。

3.3 カナダ

ヴェレッド・アミット (Amit 2000 [2022]) によれば、カナダの大学は、現在進行形で「一望監視施設」⁵⁾へと作り変えられている。様々な倫理審査、行動規範、ハラスメント方針の導入に加えて、研究者個人の研究費の使用や管理に関する規制強化、すなわち会計・説明業務の増大である（例えば、助成金報告書、業績評価、授業評価）。結果として、教員たちは、自らの時間の使い方やそうした活動の「価値」について定期的に説明する必要に迫られている。このような、会計システムが次第に詳細なものとなっていく過程では、大学教職員の全面的な協力が必要不可欠であるが、ここで同著者は、「なぜこうした施策に対して大学教員陣は概ね協力してきたのだろうか」(Amit 2000 [2022: 304]) という素朴な疑問を提示している。

同著者によれば、1990年代にカナダの学術研究者に重大な影響を及ぼしたのは、州および連邦の両政府によって一斉になされた支出削減であった。この影響を大きく受けることになったのが、国からの支援に圧倒的に依存してきた公営大学である。様々な大学がその対応に迫られ、そこで取られた施策は、早期退職報奨金、給与抑制策、教員一人当たりの学生比率の拡大、図書館資金の減少、学術プログラムの統廃合、等であった。結果として、既存の研究資金源が制約された時には、教員自らが助成金を獲得して、資金不足となった所属機関の収入を補填する役目を負うという圧力に晒されるようになったのである。

このような圧力と同時に大学が迫られていたこと、つまり政府が抱いていた真の意図は、市場主導で大学の調査・研究を進め、投資に見合う経済的・社会的・商業的価値を、即座に提供できるようなアイデアを生み出させるように促すことであった。結果として、大学研究者が、民間部門の「パートナー」と連携するプログラムの数が増え、翻ってそうした連携が研究課題をも設定するようになってきたのである。こうして、大学の「企業化」に拍車がかかり、公的資金を得ていた大学部門から民間の商業部門への知識移転が生じ、その結果として、学問の独立性・自律性に対する、特に研究者自身の手で研究課題の設定をする正当な権能⁶⁾に対する、侵害が続いてきたのであった。

このような変化の背景には、企業経営者や産業界の代表者で構成される団体、またそのような人々の助言によって支えられた新自由主義を信奉する政府が、経済的に有用な情報資源を自らの管理統制下に置きたいという意図がはっきりと読み取れるが、同著者の問いは、「なぜこの^ブ^ラ^フを学者や大学は受け入れたのであろうか」(Amit 2000 [2022: 309]) というものである。学者による研究や教育の重要性がかつてないほど要請されているときに、「どうして学者は、自分たちの研究課題を自ら決める権能を部分的に譲り渡しているのだろうか」(Amit 2000 [2022: 309])。

同著者によれば、このような学者自身による、あからさまな新自由主義の受け入れが現れ

ているのは、人文・社会学者たちが自分たちの研究を正当化するためにしばしば用いる「弁明じみた試み」の中に顕著に見られると言う。すなわち「基礎研究はたとえ社会的に役立つ成果や商業的に応用可能な成果にすぐには至らないとしても、最終的には結びつくのだ」(Amit 2000 [2022: 310])と。このような弁明のもとでは、基礎研究と、市場主導の応用研究との違いは、存在論上の違いではなく、単にタイムラインの違いでしかない。同著者が述べるように、確かに、そのような形で基礎研究を正当化すれば、研究者主導で研究するための時間を、少しの間はもぎ取ることに成功するかもしれない。しかしながら、「その根底にある前提——最終的に出される実用的な成果こそがそのような研究の真価を引き出すことができる——を受け入れてしまえば、そのことによって功利主義的な調査・研究モデルを暗黙に引き受けることになってしまう」(Amit 2000 [2022: 310])だろう。

もちろん、カナダの研究者たちが、これらの制度的文脈に対して満足しているものと受け取られるべきではない。同著者によれば、むしろ大学教員の間には、恐怖心が膨れ上がっている可能性があると言う。しかし、そのような傾向が表面化しないのは、大学教員には、学生や職員からなされる中傷的な告発に対して異議を申し立てることを嫌い、懲罰を伴う報復があることを恐れて、そのような経験を公表することを嫌う傾向があるからである。著者によれば、カナダの大学にいる学術研究者は、近年はジャーナリストたちよりもはるかに厳しく監視され、自らの調査権限を制限される対象になっている。危険な兆候は、学術研究者が平均的な市民よりもはるかに「相談する権利」、「調査する権利」および「語る権利」を制限されるようになっている可能性があることであり、「このような管理運営陣の巧妙なごまかしに対して大学の研究者があまりにも怖気づいて理路整然と異議を唱えられなければ、一方通行のアカウントビリティがまかり通る続ける」(Amit 2000 [2022: 322])ことになるだろう。⁷⁾こうして、研究者たちは、これまでずっと忌避し続けてきた「官僚制」を再生産することになり、図らずも手を貸してきてしまったのである。

3.4 オーストリア

1970年代以降のオーストリアの学術環境は、学習に関わる事項を決める権限が、講座を保持する教授を経由して、助教および学生にも譲渡されていた。また調査・研究、出版、授業力に対して大きな外圧がかかることもなかった。つまり、当時のオーストリアの学術環境は、調査・研究の自由、授業の自由、学習の自由が確保されていたのである。

しかしながら、トマス・フィリッツ (Fillitz 2000 [2022])によれば、1996年2月に、当時オーストリア政府が、欧州連合の共通通貨導入の必要条件を満たす目的で、あらゆる領域における「包括的な効率化」政策を決定し、その結果として、学術環境は多大な影響を受けることになった。なぜなら、10億オーストリア・シリングの予算削減を直ちに実行すること

が意思決定されたからである。こうした財政削減は、大学の被雇用者に直接的に関わるものであり、欠員となったポストの任命を中止することで達成される必要があった。第一段階では、運営管理部門の人員削減がなされ、続いて教員部門の人員削減がなされた。第二段階では、助教の給与が削減され、にもかかわらず授業数は増やされることになった。第三段階では、非常勤講師も給与を削減された上、その雇用数も劇的に減らされることとなった。そして最後に、学生に対する支援制度があっさりと廃止されることとなったのである。

このような政府の政策方針を受けて、学术界は大騒動になった。なぜなら、これらの様々な施策を来期（つまり、1996年3月から6月）に直ちに実施し、開講授業数を30%も削減することが提示されたからである。これを受け、オーストリア国内の様々な大学が授業を放棄し、街頭で抗議デモを行うまでに至り、新聞各紙は様々な方面から議論を展開した。しかしながら、政府はほとんど聞く耳を持つことなく、冷笑し続けたのであった。

こうした政府の政策方針の転換を受けて、同著者が嘆くのは、かつてそこに存在していた「合理的で公平無私な」態度、つまりカントが公共的な知的活動機関として大学制度を立案し、その考えに沿う形でフンボルトによって最初にベルリンに設置されることになる、かつての近代的な大学の理念の喪失である。同著者曰く「研究者の共同体とは……一つの理念ではないだろうか。……それは、『可能な限り最高の教育、そして道徳のおよび知的水準という』価値に、すなわち『批判的探究のための諸規則』に、私たち〔研究者〕の仕事の基盤を置くことでなされる、そうした理念ではないのだろうか」(Fillitz 2000 [2022: 338])。しかしながら、残念なことに、当時のオーストリアにおいて、そのような理念が再び共同体として勢力を取り戻すことはなかった。例えば、5万人以上の大学関係者が参加した抗議デモと時を同じくして、ウィーン工科大学の学部長が授業の再開を意思決定したり、またさらにはシュタイアーマルク州のレオーベン鉱山業大学の学長が、そのような抗議活動を全面的に拒否し、政府のあらゆる施策を賞賛し、自身の大学に「業績評価」を導入するようなインタビュー記事を、新聞紙上に掲載したのであった。ある科学運輸省の高官が新聞紙上で述べていたことは、「自治的で良質な大学の生き延びる唯一の道が監査機関を立ち上げて、評価を実行し、それを所定の手順にすること（である）。……このことに反対したり、それを問題化したりする人物は、……時代遅れで怠惰で質が悪い存在」(Fillitz 2000 [2022: 343])とされるようなものであった。

こうした影響を受けながら、社会生活における大学の役割は大きく変化させられ、市場に直接的な利益がないという理由で、高度に専門化した学科が解体を迫られ、結果として、選ばれた者（エリート）のための教育や調査・研究を行うこと（すなわち〔フンボルトの〕理念を実現すること）は、ますます難しくなったのであった。

3.5 ギリシャ

ディミトラ・ゲフ＝マディアヌウ（Gefou-Madianou 2000 [2022]）によれば、ギリシャにおける近年の大学改革は、非常に特殊な経緯をたどってきた。それは、長らく続いていた軍事独裁政権が幕を降ろしたのが1974年であり、海外で教育を受けた若い学術研究者たちは、とりわけその軍事政権にいかんにか抗うかを考えていたからである。そのような風潮の中、1982年の高等教育改革法の導入が目指そうとしていたのは、西側諸国の優れた知的伝統に従って、国家の管理下に置かれてきた高等教育制度を刷新し、他の西側諸国を見倣いつつ、近代的な大学制度を実現することであった。しかしながら、実際にギリシャが1980年代以降欧州から継承することになったのは、儉約に励む官僚制、つまりアカウントビリティ意識に支配された「監査文化」であったのである。

1982年の改革法の目的は、ギリシャの大学を欧州の他の大学と並び得るものにすることであった。そのために、西側諸国で職を得ていたギリシャ人の研究者たちに対して、ギリシャへと帰国してギリシャ国内の大学で働くように促した。また教育制度として、学生に提供されるカリキュラムの質を改善するために、教員を刷新することが目指された。具体的には、それまで全権を有していた教授陣、またそれらの教授から構成される学部会議を廃止し、代わって学科に所属する全ての教員が、運営管理やカリキュラムの決定に責任を負えるよう、より民主的な構造の導入が目指された。

こうした教育上の改革と同じ時期に、ギリシャ政府は、1981年に、当時の欧州共同体へと加盟することを表明したのである。その本質的な意味は経済的なものであったにもかかわらず、人々は、その展開によって、ギリシャ国内において独裁政権が復活しないように保護されて、民主化がより進むことを期待したのであった。このように、多くの知識人が期待していたのは、このような民主的な仕組みによって、大学制度における知的風潮や調査・研究課題に良い影響がもたらされることであった。ギリシャ人の若手研究者たちも、欧州や米国の大学制度に期待を寄せていたため、それらの大学と同様の制度が導入されることによって、学問の自由の保障が広く普及するだろうと楽観していたのであった。要するに、彼／彼女らが目指そうとしていたものは、1960年代の欧州において既に成立していた学術環境を、1980年代のギリシャ国内においても実現することであったのである。

しかしながら、不幸にも、現実はそのような期待通りには進まなかった。同時期、そのような西側諸国の様々な大学が、1980年代の「監査の爆発的拡張」の影響を受け始めていたのである。EUの官僚たちがギリシャ政府の高等教育に関する政策や財政に直接的な影響力を行使するようになり、承認された予算や政策から逸脱する大学改革案は、全て撤回されるようになったのである。そのようなEU官僚が思い描いていたのは、より効率的な教育、つまり欧州全体で大学の学位を標準化することであり、その際、国や大学ごとの社会的特殊性に

は殆ど注意が払われることはなかったのである。このような監査の実践により、ギリシャの大学は、他国の大学と同様に、市場の要求を満たすことを最終目的とする調査・研究およびカリキュラムの開発を行うように仕向けられたのであった。大学における様々な教育プログラムは、ギリシャ教育省による監視を受け、EU の専門家たちによる評価を受けることになった。その際、それらの専門家の念頭にあったのは、学科やプログラムの中で提供されている教育内容よりも、政府を通じた資金の流れであった。

例えば、ギリシャ政府が EU 本部との交渉の結果進められた「教育及び初期職業訓練のための運用プログラム」(EPEAEK: Epichirisiako Programma Ekpaideysis ke Archikis Epagelmatikis Katartisis) では、失業中の若いヨーロッパ人に初期職業訓練を施し、結果的に労働市場に再統合することが目指された。実際に、当時のギリシャの教育大臣は、ある演説において、新しいギリシャの教育システムの方向性は、失業率を削減して、ギリシャの大学を市場経済と結びつけることである、と明確に述べていた。その際、最優先された分野は、「開発」、「技術」、「環境」そして「初等教育」であり、全てがギリシャの経済発展に関連するような領域であった。著者によれば、このような展開こそが、ギリシャの教育制度が目指そうとしてきた公共的な性格の土台を掘り崩してきたのである。

要するに、1980年代初頭に若い研究者や学者たちが抱いていた希望は見事に裏切られたのである。欧州の支援を受け、それまでのギリシャ社会の内向的な性格が、開かれたコスモポリタンな性格に変わり、その中で、より反省的で批判的な学術環境が開花するであろうという淡い期待は、完全に挫かれることになったのである。⁸⁾

こうして、かつての学術界が国家建設に沿った内向的な知識の生産に貢献させられていたのに対して、現在の学術界は、市場志向の EU という新たなイデオロギーに対して監査可能な知識を生み出すことに貢献させられているのである。EU への加盟が、批判的思考と制度的独立性を進展させることにつながると期待した若い研究者たちの信念は、このようにして打ち碎かれることになったのであった。

4 人類学における監査文化の受け入れ

高等教育における監査の導入は、一見、その対象である学術活動における既存の様々なチェック装置（例えば、査読制度、論文発表会）と類似しているように思われるかもしれない。ただし、パワーが提示した「統制の統制」という概念から導かれる監査の場合、その関心の対象は、その内容よりも、むしろ学術的な生産物について評価する外面的な諸機構の方に置かれていたことが分かる。つまり、自らの論文が掲載された学術誌によって得られる名声や、学生の期待に寄り添った授業評価の結果等である。こうして、監査を巡る労働条件が、学術活動にも明らかに影響を及ぼすようになっている。

パワーが『監査社会』の中で、「監査の失敗」として描き出していたことは、それが現地の世界観に固有の見方を承認するのではなく、むしろ世界とはこうであるという認識を、そこに関わる人々に対して説得する可能性があることであった。つまり、人々は、監査人の視線を通して、さらにはその視線の届かない所でも、そのような視線に従って自らを見つめるようになる。それでは、このような「監査文化」の中で、これまで社会や文化を記述することを本業としてきた人類学者たちによる生産物は、どのような影響を被ることになったのであろうか。

パワーによれば、「監査の爆発的拡張」とは、何も会計専門家が既得権益の拡大を求めて達成しようとした陰謀の結果ではなく、むしろ「統制の喪失という政治的に不愉快な事実」(Power 1997: 140 [2003: 194])に直面した人々による、特異な反応の結果として生じた現象であった。その人々とは、新自由主義という政策方針から類推すれば、経営者や、その影響を受けた政治家や規制当局、またその傾向を支持する人々である。したがって、品質監査や環境監査、そして研究評価のような儀礼が反映しているのは、それぞれの領域の実践者に対する信頼が失墜した時代にあって、これらの人々が安心感を求めようとした結果として生じた現象として理解される。このような現象に対してパワーが提示していた処方箋は、その基礎となるアカウンタビリティをより民主的なものにすること、つまりより対面性の強いアカウンタビリティを導入して、全ての利害関係者の間での対話を取り戻そうとするものであった (Power 1994: 43⁹⁾)。

しかしながら、果たして本当に、このような対面形式のアカウンタビリティを導入することによって、「監査文化」がもたらしつつある影響を克服することができるのであろうか。『監査文化の人類学』への寄稿者であるショアとライトは、このようなパワーの議論の前提には、アカウンタビリティをより人格的なものにすることが可能であるという「疑わしい信念」(Shore and Wright 2000 [2022: 124])があると非難する。曰く、「パワーは明らかにフーコーおよび批判的な社会理論に依拠しながらも、そうしたアプローチによって導かれる可能性のある急進的な結論から後ずさりしている」(Shore and Wright 2000 [2022: 124])。では、彼らが想定するその「急進的な結論」^{ラディカル}とは、いったいどのようなものであろうか。

ストラザーンが「あとがき」で述べていたように、同書の寄稿者たちに通底する問題意識は、すでに見てきた「監査」と「政策」の相互関係に加えて、もう一つ無視できないテーマが隠されていた。それは、「倫理」である。曰く「倫理は、特にそれが成文化されたもの(すなわち「倫理綱領」)である場合には、拡大ないし拡張された類の監査と見なしうる、という感覚がある。なぜなら、倫理は特に『良き実践』を個人の振る舞いと結びつけているからである」(Strathern 2000 [2022: 402])。しかしながら、彼女がこのような見方を取るに至ったきっかけは、彼女自身も「衝撃的な主張をしている」と認める、ペーテル・ペルスの議論

に由来していた。ペルスの議論は、同書の中にも収められており、そこでは、先のショアとライトが示していたような、「フーコーおよび批判的な社会理論から導かれる^{ラディカル}急進的な結論」を見据えたような議論が展開されているように見える。以下では、ペルスの議論に依拠しながら、「監査」と「倫理」の関わりについて詳しく見ていくことにしたい。

ペルスの論考は、フーコーの次の一節の引用から始まる。

ヒューマニズムということで私が気がかりなのは、ヒューマニズムが私たちの倫理の特定の形式を、どんな種類の自由にも当てはまる普遍的モデルとして提示するという点です。(フーコー 2004: 12. Pels 2000 [2022: 193]より引用)

これは、1982年にヴァーモント大学で開催された、「自己のテクノロジー」に関するセミナーの中で、当日司会進行を務めていたラックス・マーティンから、『監獄の誕生』が書かれた背景について問われた際の「答え」として提示されていたものである。この一文の直前には、

今では、この人間についての観念は規範的で自明のものになってしまい、普遍的なものということになっている。だがヒューマニズムは普遍的なものではなくて、ある状況次第のまったく相対的なものかもしれない。(フーコー 2004: 11-2)

との言葉が置かれていたことから窺える通り、ヒューマニズムの普遍性を疑問視するような視点を提示しようとしていたことが読み取れる。

同書におけるペルスの論考の焦点は、近年、人類学において「倫理綱領」に対する関心が高まっているが、それが、新たな搾取を覆い隠す構造となっているのではないか、という疑念にあった。すなわち、そのような「倫理綱領」が、専門職業家の「自己のテクノロジー」の一部を構成しており、とりわけ人類学では、「情報公開」という特殊な理念^{ペルソナ}がその要件となっており、そして、そのような「情報公開」によって達成される公的な人格が、人類学者が主体として自らを構成してきた方法の一つに過ぎないことを明らかにしたのである。そこで構成されているのは、「自己が改善の客体であると同時に改善を行う主体でもあるという分裂した近代的自己」(Pels 2000 [2022: 195])である。ペルス曰く、このようにして達成される「ヒューマニスティックな主体性」(Pels 2000 [2022: 195])は、「自らを取り巻く環境から自由であると同時に切り離されてもいる」(Pels 2000 [2022: 195])のであり、そのような「分離」の結果として、政治への不関与が同時に実現されているのであった。

ペルスは、コリン・キャンベルの議論(Campbell 1987)に頼りながら、現在の中流階級の^{パーソナリティ}人格性が、ピューリタンの倫理とロマン主義の倫理の「二重生活」によって構成されていることを確認する。ここで、ピューリタンの倫理とは、19世紀の合理主義や功利主義の起源とされるもので、労働と生産を強調し、道徳的な正しさの証しを経済的な成功へと還元するような思考である。対して、ロマン主義の倫理の起源は敬虔主義にあり、そこでは思いやりや哀れみ、そして何よりも共感の感情を示すことが、救いの証しと考えられている。両者の

倫理は、互いに対極に位置づけられるようなものであったが、「ロマン主義の倫理と功利主義の道徳とが手を携えて機能することによって、政治的なものを自由主義的に完全に打ち消した」(Pels 2000 [2022: 210])ということが、ここでの着眼点である。すなわち、倫理的なものと経済的なものとが自由主義の中で矛盾を孕みながらも維持されており、そのような状態を支えているものが、「分離された個人として(の)自由主義的な自己」(Pels 2000 [2022: 210])だった、と言うのである。そして、そのような近代的自己を成立させる「自己のテクノロジー」こそが、「告白」と呼ばれる儀式であり、その原型は、1760年代に書かれたルソーの『告白』¹⁰⁾の中に、すでに明白に見て取ることができると指摘したのである。

ペルスによれば、ルソーが『告白』の中で主張しようとしていたことの一つは、宗教的な罪を世俗において告白すること、とりわけ「自らの内的思考を正直に明かすことで自らの恥から自らを解放すること」(Pels 2000 [2022: 210])であった。そこでルソーが目指したものは、「自らの想像力によってより良い生活を思い描いていると述べることで自己の弁明を行い、その結果として既存の世界を……本質的にはよそよそしいものとして構成」(Pels 2000 [2022: 211])するような姿勢であった。したがって、ルソーの個人性とは、「世界の客観的産物としての自己と、想像上のより良い生活の作者としての自己との間で内的に引き裂かれることによって構成されていた」(Pels 2000 [2022: 211])のである。それは、「既存の世界から絶えず解放を求める欲望を抱きながらも、反逆というロマン主義的な精神を心に抱くという二重生活」(Pels 2000 [2022: 211])だったとすることができるだろう。

人類学においてこのような「分離」が必要とされたのは、植民地行政官の専門職業化の過程であり、とりわけペルスが注目したのは、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)が創立された直後の、植民地行政官に対する人類学教育についてであった。LSEの創立者であるウェッブ夫妻によってケンブリッジ大学から引き抜かれて来たハッドンとリヴァーズは、倫理的な植民地政策、つまり植民地支配において、合理化と人間化を組み合わせた発展を訴えていた。こうした観点のもと進められたのが、人類学を植民地総督の水準まで浸透させ、彼らがその「臣民」の物質的・道徳的次元での幸福を実現できるような方向へと向かわせることであった。彼らは、可能な限り「臣民」が自分たちの意に沿った発展を実現できることを望み、またそうすることが真に文明的な「慈善」であると考えていたのである。

しかしながら、このような意図のもと教育を受けた人類学者たちは、やがて次のような典型的なジレンマに直面することになる。

「価値中立的」に現状維持に務める奉仕者である限りで、自らが専門的な知識・技能を有しているとの主張の一部をなす、現状に反抗的な独立性を否定する。ところが、自ら専門的な知識・技能に内在する倫理的な要請が推し進められると、価値中立的な奉

仕者であるという身分から引き出される独立性が否定されてしまう (Pels 2000 [2022: 216])

要するに彼らは、政府高官に奉仕するという倫理と、植民地社会の恵まれない人々に奉仕するという倫理の間で、引き裂かれていたのである。ペルスによれば、このような難問に対して一定の解決策を提示したのが、ハッドンやリヴァーズの教育を受けて育った、著名な人類学者マリノフスキーであった。マリノフスキーは、人類学者としての主体性が構成される際に、自らの倫理面での優位性と、自らが実際に行う奉仕のいずれにも安住しないような、専門職業家としての自己の「分離」を実現する方法を提唱したのであった。

ペルスは、『西太平洋の遠洋航海者』(マリノフスキー 2010) の「序論」を引き合いに出しながら、マリノフスキーが、ルソーと極めて酷似したやり方で、「公明かつ率直な自己」を提示していたことを指摘している。すなわち、『『方法論に十分な誠実さをもって自分のやり方を明らかにすること』によって自らが導き出したさまざまな結論の基になる『実地の経験』の説明をあまねく照らし出すことができていると主張』(Pels 2000 [2022: 217-8]) していたのであった。¹¹⁾

ペルスによれば、このような「序論」が置かれることによって、「浄化された民族誌家」(Pels 2000 [2022: 218]) が提示されていたのである。その「浄化された民族誌家」とは、「方法論によって自らの自己を作り上げ、『真の科学的な目的』を採用」(Pels 2000 [2022: 218]) する者のことであり、それをもって、「自らが属する社会〔すなわち白人社会〕から、切り離される」(Pels 2000 [2022: 218]) と考えた者たちのことである。ペルスは、マリノフスキーが、このような自己の分離を、「得意げになされた一種の告白の中で行っている」(Pels 2000 [2022: 218]) と看破したのであった。

こうして民族誌家は、このような「告白」によって、彼／彼女らが調査対象である現地人に関する情報の中立的な伝達者であると正しく装うことができているものと考えたのであった。事実、『西太平洋の遠洋航海者』の「序論」は、その後の書き手たちの手本となり、とりわけ当該専門家を目指す学生たちに対する一種の加入儀礼として作用することになった。しかし、ペルスによれば、このような「序論」は、実質的には、「調査・研究対象の人々との既存のさまざまな政治的関係性を遮断し、結果的に人類学者を中立的な専門家もしくは権威ある教育者として描き出す」(Pels 2000 [2022: 220]) ことにつながっていたと指摘している。それはいわば「無敵の概念」(Pels 2000 [2022: 220]) を作り出すことに貢献していたのである。すなわち、「フィールドにおける人類学者の存在を中立化し、脱政治化することの上に成立」(Pels 2000 [2022: 220]) する、「自己のテクノロジー」だったのである。

ここでペルスは、1960年代以降に現れ始めた「倫理綱領」(例えば、1967年に設定された、アメリカ人類学会の声明) が、実は上に見た「方法論」と同じように、様々な政治的相互作用

用から自己を切り離して構成する、自由主義的な傾向を示唆していると主張している。すなわち、

倫理は方法論と同じようにフィールドワークの泥臭い政治から信頼に値するフィールドワークを抽出する。倫理は方法論と同じように、調査・研究の理念が必然的にその内側で働いているはずの政治的な諸関係から、調査・研究の理念を切り離す役割を果たす。(Pels 2000 [2022: 220])

さらにペルスは、このような自己の分離は、「近代化理論が終焉を迎え、このことに伴って歴史的主体としての西洋が第三世界から相対的に切り離されたという背景を踏まえて理解されるべきである」(Pels 2000 [2022: 222])と付け加えている。すなわち、この頃から、開発対象であった第三世界には、「西洋」から与えられたものとは異なる発展の筋道があるかもしれないという考え方が受け入れられ始め、そのような世界から相対的に切り離された存在として「西洋」を定式化してきた近代化理論への疑念が広まってきたのである。¹²⁾そうして、これらの「倫理綱領」が、フィールドにおける様々な政治的な関係から人類学者自身を守るための手段の一つとして用いられた可能性が示されたのであった。

しかし、同書におけるペルスの議論が極めて興味深いのは、ここまでの議論を踏まえた上で、そこへ彼自身が20世紀民族誌の到達点と評する、カルロス・カスタネダの『ドン・ファンの教え』(カスタネダ 2012)を引き合いに出し、そのような人類学の「自己のテクノロジー」を打ち破ろうとしている点にある。ペルス曰く、

カスタネダの著作は民族誌の中で自己を自由主義的に切り離すことと、新自由主義の全盛期にそのような分離に取って代わるはずだった対話をめぐる新たなロマン主義的な倫理綱領の観点から自己を再構成することとの双方に対して、それらが(文字通り)まやかしであると非難していると見なすことができる。(Pels 2000 [2022: 223])

そのカスタネダの著作『ドン・ファンの教え』の内容は、よく知られている。¹³⁾アメリカのカリフォルニア大学ロサンゼルス校出身の人類学者カスタネダが、「ドン・ファン」というメキシコのソノラから来たヤキ族インディアンの老呪術師の導きのもと、私たちが慣れ親しんだ世界(例えば、近代世界)とは、全く別な現実をもつ世界へと案内してくれる書物である。同書に「まえがき」を寄せていた人類学者ウォルター・ゴールドシュミットは、同書の内容を次のように紹介していた。

人類学は世界観がそれぞれの場所でそれぞれに違っていることを教えてくれた。これは各民族がそれぞれ違った習慣をもち、違った神を信じ、違った死後の世界を予期しているということだけを言っているのではない。むしろ、それぞれの民族にとって世界は違った形をしているということなのだ。哲学の前提そのものが違う。つまり私たちの世界と違って、空間はユークリッド幾何学に従わず、時間も連続した一方通行的

な流れではなく、因果関係もアリストテレスの論理学から抜け出し、人間と非人間の区別も生と死の区別もないのである。わたしたちは人類学者の記録した言語の論理や神話や儀式から、こうした別の世界をいくらか知っている。ドン・ファンは、ヤキ族の呪術師の世界をかいま見せてくれた。そしてわたしたちはそれを幻覚性植物の影響の下でみるので、こうした他の源からはまったくかけ離れた現実性をもって理解するのである。(ゴールドシュミット 2012: 4-5)

ここでペルスは、カスタネダによるこのような「非日常的な現実」についての報告形式に注目している。カスタネダの著作『ドン・ファンの教え』では、マリノフスキーの『西太平洋の遠洋航海者』における「告白的な民族誌記述」と「客観的な民族誌記述」の割合に、逆転が生じており、両者の間には、見逃すことができない違いがあると指摘する。確かに、マリノフスキーによる『西太平洋の遠洋航海者』では、まず「序論」の数十頁において当該フィールド調査の主題と方法と範囲が確定され、その後、膨大な量の民族誌記述、とりわけ「クラ」と呼ばれる住人達が大切にしている制度に関する分析が展開されている。それに対して、カスタネダの著作『ドン・ファンの教え』では、マリノフスキーの本文にあたる「構造分析」は、同書の第二部として、わずか数十頁の分量が割かれているに過ぎない。同書の大半が、呪術師ドン・ファンとの対話の記録であり、その内容は「強大な力を持つ『他者』としてのアメリカ先住民の教祖ドン・ファンの影響下での自己の変容を記録した経験」(Pels 2000 [2022: 224])を描いたものである。ペルスによれば、このような著作を通じて、カスタネダは、『『ヤキ人』の呪術師が持つ己よりも優れた知覚様式に直面して自己の脆弱さを告白し、その知覚様式によって自己を変革する必要性を認めた」(Pels 2000 [2022: 224])のであり、その《告白》は、「方法論」や「倫理綱領」としての「告白」(自己を世界から切り離してその正当化を図るような種類のもの)とは異なり、「観察者の自己をめぐるコスモロジーを変えることができる民族誌と見なすことができる」(Pels 2000 [2022: 224])と主張したのである。そこから導かれるのは、「人類学者としての主体のテクノロジーであるところの方法論〔そして倫理綱領〕が廃棄されなければならない」(Pels 2000 [2022: 225])ということである。なぜなら、「調査・研究者が(強大な力を持つ)他者によって『主体化=従属化されること』を妨げていたのが方法論〔そして倫理綱領〕だったからである」(Pels 2000 [2022: 225])。このように見てくると、カスタネダの著作は、調査対象者の世界をこそ、最も重要なものとして描き出していることが分かる、と言うのである。

ペルスによれば、自己と他者を巡り、カスタネダのような《告白》によって生み出されている「真正性の感覚」と、その《告白》が基づいていると書かれている様々な経験の事実性との間には必然的に「ずれ」があり、そのことが示唆するのは、「人類学における客観性とは、このように構成された自己を信頼するという行為に基づく告白的なもの以外ありえな

い」(Pels 2000 [2022: 227-8])ということである。マリノフスキーの「告白」の中に提示されていたような「浄化された民族誌家」というイメージは、「フィールドワークをめぐるさまざまな政治的関係性を予防するものとして機能する可能性」(Pels 2000 [2022: 228])があり、ペルスは、「監査文化」の中に、そのような兆候を見出していたのであった。したがって、

（「先住民の知識体系」や「参加開発型」といった観点から）開発に関して対話することを認めようとする多くの新自由主義的な戦略が、同時に権力者の利益を保護する目的で巧みに仕組まれた奇術（トリック）として機能する可能性があるという議論を認めること（Pels 2000 [2022: 228]）

が、そのような「文化」を記述する者にとって重要な心得となるであろう。

5 お わ り に

本稿では、ストラザーンが編著した『監査文化の人類学』を紐解きながら、「監査の爆発的拡張」から、「監査文化」の組織的受容までを振り返ってきた。まず、パワーが提唱した「監査の爆発的拡張」を読み直し、彼が提示した「監査の失敗」について明らかにした。続いて、「監査文化」の浸透の事例として、学术界、とりわけ大学のアカウンタビリティを取り上げ、1990年代以降の各国における「監査文化」の受け入れについて、寄稿者たちの証言を紹介した。最後に、「監査社会」や「監査文化」の将来を見据え、パワーが提示していた比較的楽観的な展望と対比させる形で、ショアとライトによる悲観論を紹介し、そのような議論が人類学の領域では比較的古くから繰り返し論じられてきたものであったことを指摘した。すなわち、「監査文化」の浸透によって昨今急速に広まった「倫理綱領」は、単に学術活動を表面的に正当化する手段の一つに過ぎず、それが、学術そのものが本来的に抱えている政治的な側面を、覆い隠すことになっているのであった。そこで焦点が当てられていたのは、「倫理」である。

ストラザーンは、同書を閉じるに当たり、「あとがき」の中で、結局のところ「監査文化」が「人類学」に与える影響とは何なのかについて簡潔にまとめている。それは、「民族誌家たちと共同作業をしている人々が、現代的なさまざまな意味を帯びた『倫理』によって再編成される潜在的な可能性」(Strathern 2000 [2022: 404])である。より厳密に言えば、ヒューマンサブジェクト「被験者を用いた調査・研究」(Strathern 2000 [2022: 404])として、人類学が書き換えられていく可能性である。ストラザーンによれば、その典型例は、臨床医学からもたらされたものであった。それは、「自由の侵害から患者を守り、同時に職権乱用であるという告発から〔医療〕実践者を守る」(Strathern 2000 [2022: 404])ために導入された「インフォームド・コンセント」という考え方である。言うまでもなく、その前提には、患者と医療実践

者の双方に、独自の利害関心がある、という考え方がある。しかしながら、ストラザーンは、これらの実践の背景には、「人々とは自分自身から収集された資料についての利害関心を持つ存在である」(Strathern 2000 [2022: 405])という疑わしい前提があることを見落としてはいけないと指摘する。なぜなら、そのような見方は、明らかに「人々がある意味で情報の所有者であるということ、少なくとも情報の出所であるということ」(Strathern 2000 [2022: 405])を、受け入れさせるものであるからである。結果として、「調査・研究の対象者は、^{サブジェクト}他者のさまざまな行為の受益者であると同時に、調査・研究者の利害関心によって損なわれやすい利害関心を有する存在としてあらたに創造される」(Strathern 2000 [2022: 405])ことになる。そしてそれは、結局のところ、私たち西洋社会に存在している「価値観」の押し売りになってしまっている。

要するに、「倫理的なガイドラインが要請される調査・研究とは、ひるがえってさまざまな人間主体についての調査・研究、あるいは被験者に対する調査・研究として定義されるかもしれないという事実」((Strathern 2000 [2022: 405])こそが、そこに潜む最大の問題なのである。こうして私たちは、「倫理」そして「監査」が、人類学を含む学術活動の中に引き起こしつつある「ずれ」を目撃し始めることになる。すなわち、『さまざまな人間主体についての調査・研究』として、社会科学の調査・研究が作り直され」(Strathern 2000 [2022: 406])ようとしているのである。容易に予想がつくように、そこで想定される調査・研究モデルは、「インタビュー調査」や「サーベイ調査」であり、こうした「方法論」が、昨今の社会科学において隆盛を極めていることは、もはや誰の目にも明らかであろう。こうして、^{オープン・エンデッド}学術界において、「^{オープン・エンデッド}際限のない調査・研究が続いていくことに対するあからさまに不寛容な態度」((Strathern 2000 [2022: 407])が浸透してきたのであり、そこでは、これまで人類学が担ってきた役割、様々な社会関係が有する創造的な力、そして「私たち自身のコスモロジーを変える」力が、過小評価されていくことになる。

こうした観点からすれば、^{オープン・エンデッド}「^{オープン・エンデッド}際限のない調査・研究が続いていくことに対するあからさまに不寛容な態度」((Strathern 2000 [2022: 407])とは、結局のところ、学術界から人文・社会系の学問が締め出されていくことを意味している。あらかじめ決められたカテゴリーの制約を受けながらなされた記述・記録に、果たしてどれほど^{オープン・エンデッド}際限のない議論を期待できるであろうか。そしてそれは、自己の変革を忌避する私たち自身の枷として作用しているのである。

近年、「イノベーション」という語が、政策を巡るキーワードとして力を持つようになっているが、現在その勢いは学術界にまで押し寄せている。しかし、ストラザーンは、そのようなキーワードが勢力を持つときにこそ、民族誌家たちは最大限の注意を払うべきであると警告する。なぜなら、その「新しさ」というイデオロギーが、新たな種類の官僚制の源泉となっている可能性があるからである。企業社会の圧力のもと、あらゆる学術活動が単線的な

ものとなってしまうのか。それとも、伝統的な学術界による揺り戻しが見られるのか。現代の学術界が抱えるこのような問題が今後どのような展開を見せるのか。さらなる経験的観察が待たれるところである。

注

- 1) パワーが、「監査社会」に関連するテーマを扱っていたのはこの頃に集中しており、「監査の爆発的拡張」(Power 1994)、「監査社会」(Power 1997)、「監査の内発」(Power 2000a)、「監査社会再考」(Power 2000b)が立て続けに出版された後、「不確実性の組織化」(Power 2007)へと次第に移っていくことになる。ストラザーン編著の『監査文化の人類学』のイギリスにおける発刊が2000年であったことから、これらの論点は、2000年前後のイギリスをその背景としていたことがわかる。なお、同書の内容に対するパワーからの直接的な反論は見当たらないが、『不確実性の組織化』の中で、文化に対する人類学の感受性が、監査という実践とは著しい対照をなすことを、ストラザーンを引用しながら述べている箇所が見られる(Power 2007 [2011: 220])。
- 2) 「ディカップリング」という概念については、Meyer and Rowan (1991)を参照されたい。
- 3) 「植民地化」という概念については、ハーバーマス(1994)を参照されたい。
- 4) アドルノ自身の議論については『啓蒙の弁証法』(ホルクハイマー&アドルノ 2007)を、またフランクフルト学派については、さしあたり細見(2014)を参照されたい。
- 5) 「一望監視施設」とは、ベンサムによる議論をミシェル・フーコーが取り上げたことで広まった概念である。現在では、人間の一举手一投足を遠隔から監視する装置として、さまざまな文脈で利用されている。詳しくは、『監獄の誕生』(フーコー 1977)を参照されたい。
- 6) しかし、同著者によれば、この時期に大幅な予算削減の圧迫に晒されていた社会・人文科学研究機構(SSSRC: Social Sciences and Humanities Research Council)は、どちらかと言えば非常に遅れて「市場化・商業化」の波に乗ろうとしていたのであり、生物医学、自然科学、工学の各分野は、早くからこのような変化に、より素早く「適応」していたとされている(Amit 2000 [2022: 307])。
- 7) このような圧力のもと、最近では「資金支出の削減を行う手立てを模索したり、自らの調査・研究プロジェクトを極めて重要な政治的優先事項に合わせて調整したりする以外にはないという確信を公言する教員」(Amit 2000 [2022: 318])を見かけるようにさえなっているという。
- 8) 同著者は、当時すでに高い地位を得ていたギリシャの研究者たちが、「最近まで大学に浸透していた実証主義的な価値に基づいて訓練を受けていたので、欧州が後援する監査文化とうまく折り合えると気づいた。彼らの声は政府界限において依然として強かったので、またしても大学制度に負わされた変化をめぐる責任の一端は彼らの声にある」(Gefou-Madianou 2000 [2022: 362])と、実証主義者たちによる安易な加担についても言及している。
- 9) パワーは、「監査の失敗」に対して、あまり直接的な解決策は提示していない。しかしながら、いくつかの記述から、その方向性を窺い知ることができる。例えば、『監査社会』の中では、「なぜ、公式的なつながりや制度への集中を減らし、少なくともフェイス・トゥ・フェイスのアカウンタビリティによる高い可視性と率直さといったものを再び創造するために、市民との対話に乗り出さないのであろうか」(Day and Klein 1987: 249. Power 1997 [2003: 177] より引用)という

デイとクレインによる明確な主張に続ける形で、形式的な監査に代わる仕組みとして、市民の間での対面的なコミュニケーションの可能性を志向していたことが読み取れる。しかしながら、『会計と科学』（Power 1996）の中では、「科学の公衆理解（PUS）が会計の言語で形作られる」ことに否定的な発言をしていたことから窺える通り、彼がアカウンタビリティの形式化には非常に慎重であったことが分かる。

- 10) 全体の内容について、例えば、『ルソー全集』（ルソー 1979; 1981）所収の「告白」を参照されたい。
- 11) 実際に、マリノフスキーは「序論」の中で次のように述べていた。「私の考えでは、そのような点〔どのような実地の経験からその結論に達したか〕を記載した民族学的資料だけが、まぎれもなく学問的価値をもつのであって、それがあってはじめて、直接の観察結果および現地住民による口述説明と、著者の常識や心理学的洞察にもとづく推測との二つのあいだに、明瞭な一線を画することができるのである。」（マリノフスキ 2010: 32）
- 12) 例えば、レヴィ＝ストロース『野生の思考』（レヴィ＝ストロース 1976）の議論に端を発した「構造主義」思想を参照されたい。
- 13) 例えば、内容を詳しく紹介している文献として、見田宗介による『気流の鳴る音』（真木 2003）を参照されたい。

参 考 文 献

- Amit, V. 2000, "The university as panopticon: moral claims and attacks on academic freedom", in Strathern (eds.), 2000, pp. 215-235. [ヴェレッド・アミット (2022) 「一望監視施設としての大学——学問の自由に対する道徳的要請と攻撃」ストラザーン編著 (2022) 所収, 301-327頁]
- Argyrou, V. 2000, "Self-accountability, ethics and the problem of meaning", in Strathern (eds.), 2000, pp. 196-211. [ヴァッソス・アルギュルウ (2022) 「自己アカウンタビリティ, 倫理, 意味の問題」ストラザーン編著 (2022) 所収, 277-298頁]
- Campbell, C. 1987, *The Romantic Ethic and the Spirit of Modern Consumerism*, Basil Blackwell.
- Day, P. and Klein, R. 1987, *Accountabilities: Five Public Services*, Tavistock Publications.
- Fillitz, T. 2000, "Academia: same pressures, same conditions of work?", in Strathern (eds.), 2000, pp. 236-255. [トマス・フィリッツ (2022) 「学究的環境——同一の圧力, 同一の労働条件なのか」ストラザーン編著 (2022) 所収, 329-354頁]
- Gefou-Madianou, D. 2000, "Disciples, discipline and reflection: anthropological encounters and trajectories", in Strathern (eds.), 2000, pp. 256-278. [ディミトラ・ゲフ＝マディアヌウ (2022) 「学徒, 学問分野, 省察——人類学的な出会いと軌跡」ストラザーン編著 (2022) 所収, 355-382頁]
- Giri, A. 2000, "Audited accountability and the imperative of responsibility: beyond the primacy of the political", in Strathern (eds.), 2000, pp. 173-195. [アナンタ・ギリ (2022) 「監査に付されるアカウンタビリティと命法としての責任——政治的なものの優位性を超えて——」ストラザーン編著 (2022) 所収, 245-275頁]
- Meyer, J. W. and Rowan, B. 1991, "Institutionalized organizations: formal structure as myth and ceremony", in Powell, W. W. and DiMaggio, P. J., *The New Institutionalism in Organizational Analysis*, The University of Chicago Press, pp. 41-62.

- Pels, P. 2000, "The trickster's dilemma: ethics and the technologies of the anthropological self", in Strathern (eds.), 2000, pp. 135-172. [ペーテル・ペルス (2022) 「トリックスターのジレンマ——倫理綱領と人類学的自己のテクノロジー——」 ストラザーン編著 (2022) 所収, 193-243頁]
- Power, M. 1994, *The Audit Explosion*, Demos.
- Power, M. (eds.) 1996, *Accounting and Science: Natural Inquiry and Commercial Reason*, Cambridge University Press.
- Power, M. 1997, *The Audit Society: Rituals of Verification*, Oxford University Press. [マイケル・パワー (2003) 『監査社会——検証の儀式化』 國部克彦・堀口真司訳, 東洋経済新報社。]
- Power, M. 2000a, *The Audit Implosion: Regulating Risk from the Inside*, ICAEW.
- Power, M. 2000b, "The Audit Society – Second Thoughts", *International Journal of Auditing*, Vol. 4, No. 1, pp. 111-119.
- Power, M. 2007, *Organized Uncertainty: Designing a World of Risk Management*, Oxford University Press. [マイケル・パワー (2011) 『リスクを管理する——不確実性の組織化』 堀口真司訳, 中央経済社。]
- Rimoldi, E. 2000, "Generic genius – how does it all add up?", in in Strathern (eds.), pp. 90-105. [エレン・リモルディ (2022) 「生み出される類まれなる才能——それは最終的にどうなるのか——」 ストラザーン編著 (2022) 所収, 133-154頁]
- Shore, C. and Wright, S. 2000, "Coercive accountability: the rise of audit culture in higher education", in Strathern (eds.), 2000, pp. 57-89. [クリス・ショア&スーザン・ライト (2022) 「威圧的なアカウンタビリティ——高等教育における監査文化の興隆」 ストラザーン編著 (2022) 所収, 89-132頁]
- Strathern, M. (eds.) 2000, *Audit Cultures: Anthropological Studies in Accountability, Ethics and the Academy*, Routledge. [マリリン・ストラザーン編著 (2022) 『監査文化の人類学——アカウンタビリティ, 倫理, 学術界——』 丹羽充・谷憲一・上村淳志・坂田敦志訳, 水声社]
- 猪瀬浩平 (2011) 「監査される事件, 監査されざる場所——ある盗難事件をめぐる〈静かな革命〉へのパースペクティヴ——」 春日直樹編著 (2011) 所収, 162-180頁。
- 春日直樹 (2007) 『〈遅れ〉の思考——ポスト近代を生きる——』 東京大学出版会
- 春日直樹編著 (2011) 『現実批判の人類学——新世代のエスノグラフィへ——』 世界思想社。
- カスターネダ, C. (2012) 『ドン・ファンの教え』 真崎義博訳, 太田出版。
- ゴールドシュミット, W. (2012) 「まえがき」, カスターネダ (2012) 所収, 4-5 頁。
- 小松丈晃 (2019) 「個別化されたリスクとしての〈コンプライアンス〉——遍在化するリスク管理——」 『現代思想』 第47巻 第13号, 99-110頁。
- ハーバーマス, J. (1994) 『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探求——』 細谷貞雄・山田正行訳, 未来社。
- フーコー, M. (1977) 『監獄の誕生——監視と処罰——』 田村俣訳, 新潮社。
- フーコー, M. (2004) 『自己のテクノロジー——フーコー・セミナーの記録——』 田村 俣・雲和子訳, 岩波書店。
- 細見和之 (2014) 『フランクフルト学派——ホルクハイマー, アドルノから21世紀の「批判理論」へ——』 中央公論新社。

ホルクハイマー, M. & T. アドルノ (2007) 『啓蒙の弁証法——哲学的断想——』 徳永恂訳, 岩波書店。

真木悠介 (2003) 『気流の鳴る音——交響するコミュニケーション——』 筑摩書房。

マリノフスキ, B. (2010) 『西太平洋の遠洋航海者——メラネシアのニュー・ギニア諸島における, 住民たちの事業と冒険の報告——』 増田義郎訳, 講談社。

ルソー, J. J. (1979) 『ルソー全集 (第一巻)』 小林善彦訳, 白水社。

ルソー, J. J. (1981) 『ルソー全集 (第二巻)』 小林善彦訳, 白水社。

レヴィ=ストロース, C. (1976) 『野生の思考』 大橋保夫訳, みすず書房。